

○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第三十二条第一項第三号の規定に基づき国土交通大臣が定めるもの

〔平成二十八年一月二十九日号外国土交通省告示第二百六十七号〕

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第九条〔現行＝三二条＝平成二八年一月国交令八〇号により改正〕第一項第三号の規定に基づき、国土交通大臣が定めるものを次のように定める。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第三十二条第一項第三号に規定する国土交通大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 宣伝用物品
- 二 情報を提供するために作成する電磁的記録

附 則

この告示は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則〔平成二八年一二月二一日国土交通省告示第一四三三号〕

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。